

平成 31 年度川口市立戸塚西中学校部活動に係る活動方針

★2018 年 3 月スポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、同年 7 月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。

これにより「川口市部活動方針」が策定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内 26 中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

- 望ましい人間関係づくり ～自らを高め、仲間と協力する力～
- 初心忘るべからず ～謙虚で礼儀正しい姿勢と忍耐強く継続する力～
- 主体的な力を伸ばす場 ～自ら考え、実践していく力～

本校の部活動

○運動部

野球 サッカー 陸上 剣道 水泳 男子バスケットボール 女子バスケットボール
男子卓球 女子卓球 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス 男子バレーボール
女子バレーボール 男子ハンドボール 女子ハンドボール 体操 トレーニング（特別支援学級）

○文化部

吹奏楽 科学 将棋 文芸 美術 家庭科

対象

- 本校部活動に加入している全生徒
- ※活動への加入対象生徒は、部活動の教育的意義を鑑み、原則として生徒全員とする。

活動方針の3つのポイント

(1) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、課業日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
 - ・活動準備、片付け、移動に要した時間につきましては、活動時間に含まない。
 - ・課業日の活動時間

放課後	〔6時間授業火～金〕	〔5時間授業月〕	〔午前中授業〕
①4/1～9/30	16:30～18:10 (100分)	15:30～17:30 (120分)	13:30～15:30 (120分)
②10/1～10/31	16:30～17:40 (70分)	15:30～17:30 (120分)	13:30～15:30 (120分)
③11/1～1/31	16:30～16:55 (25分)	15:30～16:55 (75分)	13:30～15:30 (120分)
④2/1～2/末	16:30～17:10 (40分)	15:30～17:10 (100分)	13:30～15:30 (120分)
⑤3/1～3/末	16:30～17:40 (70分)	15:30～17:40 (110分)	13:30～15:30 (120分)
 - ・課業日に朝練習を実施する場合は活動時間に累積する。(大会2週間前 7:40～8:00)
 - ・定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。

(2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として各部活で週2日以上休養日を設ける。(月～金で1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中(最終日も含まない)の部活動は原則禁止とする。
- 週末に大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、学校閉庁日 8/12～16 及び年末年始 12/29～1/3 は休養期間(オフシーズン)に設定する。
※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。(長期休業中がのぞましい)
- 週末に及びオフシーズンに大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。

指導体制の整備について

- 各顧問が年間・月間の活動計画を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
 - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
 - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修を実施する。
 - ・熱中症事故防止を徹底するため、以下の指針を元に活動をします。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止
31～35℃	28～31℃	厳重注意(激しい運動は中止)
28～31℃	25～28℃	警戒(積極的に休息)
24～28℃	21～25℃	注意(積極的に水分補給)
24℃未満	24℃未満	ほぼ安全(適宜水分補給)

- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。